

避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた被相続人（申立人らが相続）について、居住期間が90年近くに及んでいたことや、持病の悪化により原発事故の50年近く前から全盲（身体障害等級1級）となったものの、住み慣れた自宅や地域であったため、日常生活は概ね独りでこなすことができ、近隣への用足しや夫の仕事の手伝い等もこなすなど長年大きな不自由なく暮らしていたほか、原発事故の約5年前からは、高齢になったこと等から日常生活に介助が必要な状態となったものの、1日3回の訪問介護サービスを毎日受け、友人、知人も頻繁に訪問してくれていたなど、地域社会等と強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分80万円の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X1及び同X2（以下、両名を併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下、「被相続人」という。）が令和元年5月〇日に死亡し、申立人らが、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
- (2) 申立人らの知る限り、申立人らが、被相続人の全相続人であること。

2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、以下の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

損害項目	生活基盤変容による精神的損害（増額）	金80万円
------	--------------------	-------

3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目についての和解金として、金80万円の支払義務があることを認める。

4 支払方法

（省略）

5 清算条項

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を、それぞれ保有するものとする。

また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年9月18日

（仲介委員 島戸 順子）